様式第１号（第５条関係）

# 入 札 公 告

次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定により公告する。

令和８年１１月１０日

越前市長　　平　林　透

１　入札に付する業務

（１）業 務 名　　サーバ仮想化ソフトウェア（VMware）利用ライセンス提供

（２）業務箇所　　越前市役所サーバ室外

（３）業務内容　　既存仮想化基盤を活用し、複数の仮想サーバを安定的かつ効率的に運用するため、サーバ仮想化ソフトウェア（VMware）利用ライセンスを３年分提供するもの

（４）設計価格　　非公表

（５）ライセンス提供期間　　令和９年２月１日から令和１２年１月３１日まで

２　入札参加資格要件

（１）令和８年度越前市物品購入等競争入札参加資格名簿に登録されている者。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に規定する再生手続き開始の申立てがなされていない者。

（４）福井県又は越前市において指名停止又は指名除外期間中でない者。

（５）福井県内に主たる営業所、又は従たる営業所を有し、当該業務を的確円滑に実施できる体制が確保できる者。

３　入札参加資格の確認申請

（１）提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア　入札参加資格確認申請書（様式第２号）

（２）申請書等の配布方法

越前市ホームページ【入札情報】にて配布する。

（３）申請書等の受付

申請書等は持参又は郵送により提出するものとする。

ア　受付期間

令和８年１１月１０日（火）から令和８年１１月２６日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の８時３０分から１７時まで（郵送の場合は必着）

イ　受付場所

越前市　総合政策部　デジタル政策課

〒915-8530　越前市府中一丁目１３－７　越前市役所　３階

電話：0778-22-3061

ウ　提出部数

２部

4　入札参加資格の確認

（１）入札参加資格確認通知書

令和８年１２月２日（水）付けで通知するものとする。

（２）入札参加資格がない旨の通知を受けた者に対する理由の説明

ア　入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、市に対してその理由について説明を求めることができる。

イ　アの説明を求める場合は、令和８年１２月９日（水）１７時までに書面を持参又は郵送により提出するものとする。

ウ　イの書面の提出先は越前市総合政策部デジタル政策課とする。

エ　イの書面の提出があった場合は、市は令和８年１２月１１日（金）までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5　設計図書等の閲覧

設計書、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供するものとする。

（１）閲覧期間

令和８年１１月１０日（火）から令和８年１２月１４日（月）１０時まで

（２）閲覧場所

越前市ホームページ【入札情報】に掲載

6　質問書の受付

入札参加資格及び設計図書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。電子メールによる提出の場合は、提出後に電話にて確認を行うこと。

（１）受付期間

令和８年１１月１０日（火）から令和８年１１月２０日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の８時３０時から１７時まで（郵送の場合は必着）

（２）受付場所

３（３）イと同じ

MAIL：joho@city.echizen.lg.jp

（３）回答方法

質問があったときは、その回答書を次のとおり閲覧に供するものとする。

ア　閲覧期間

令和８年１１月１０日（火）から令和８年１２月１４日（月）１０時まで

イ　閲覧場所

越前市ホームページ【入札情報】に掲載

7　入札書の提出及び開札

（１）入札書提出日時

令和８年１２月１４日（月）午前１０時１０分

（２）提出場所

越前市役所　４階　会議室４－１（越前市府中一丁目１３－７）

（３）開札日時

入札書受付後、直ちに行う。

（４）その他

入札書の提出にあたっては、入札参加資格確認通知書を持参すること。

なお、郵送による入札は認めないものとする

8　入札の方法及び落札者の決定等

（１）入札回数は２回を限度とする。

（２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額が予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって落札価格とする。また、入札書に記載する金額には、消費税を含めないこと。

（３）契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額とする。

9　入札保証金

入札保証金（入札者が見積もった契約金額の１００分の５以上の金額）は、越前市契約規則（平成１７年越前市規則第５４号）第６条から第７条の３までの規定に基づき、入札書提出までに納付又は担保を提供するものとする。ただし、同規則第８条に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

１０　契約保証金

契約保証金（契約金額の１００分の１０以上の金額）は、越前市契約規則第２５条及び第２５条の２の規定に基づき、契約締結までに納付又は担保等を提供するものとする。ただし、同規則第２６条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

１１　参加資格の取消

４（１）の確認通知の後において、入札参加資格があると認められた者（共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加資格を取り消すものとする。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４に該当するに至ったとき。

（２）３（１）に掲げる書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

（３）越前市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領（平成１７年１０月１日施行）の規定による指名停止又は指名除外措置を受けたとき。

１２　契約書作成の要否

必要

１３　支払条件

令和９年３月から令和１２年２月末までの賃貸借契約により、分割払い（３６回払い）とする。賃貸借料は、当月分を翌月に支払うものとする。なお、落札者の請求をもって受理した日から３０日以内に支払うものとする。

１４　入札の無効

越前市契約規則第１５条に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

（１）入札参加資格の確認を受けていない者

（２）入札参加資格の有無に係る確認の申請において虚偽の申請を行った者

（３）開札時点で入札参加資格を欠くに至った者

（４）入札公告、現場説明書及び入札心得において示した条件に違反した者

１５　入札の延期等

下記のいずれかに該当するときは、当該入札を延期、中止又は内容を変更するものとする。

（１）入札参加資格があると認められるものがいなかったとき。

（２）入札参加資格があると認められた者全員が辞退したとき。

（３）事故が発生したとき。

（４）不正な行為等の疑いにより公正な入札の執行を阻害されるおそれのあるとき又は阻害されたと認めるとき。

１６　その他

リース会社を含めた３者契約とする場合には、落札後にリース会社申請書を提出すること。

１７　問い合わせ先

不明な点については、下記まで問い合わせること。

| | | |
|---|---|---|
| 入札担当課 | 総務部　財産管理課 | 電話　0778-22-3062 |
| 契約担当課 | 総合政策部　デジタル政策課 | 電話　0778-22-3061 |